

令和6年度音更町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度音更町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 公共下水道事業

(1) 処理件数		17,100	件
(2) 年間処理水量		4,800,000	m ³
(3) 一日平均処理水量		13,151	m ³
(4) 主要な建設事業	下水道建設事業	131,671	千円
	下水道改良事業	206,600	千円

2 個別排水処理事業

(1) 年間管理基数		668	基
(2) 年間整備基数		12	基
(3) 主要な建設事業	個別排水処理事業	52,359	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	下水道事業収益	1,113,983	千円
第1項	営業収益	727,435	千円
第2項	営業外収益	386,548	千円

支 出

第1款	下水道事業費用	1,096,863	千円
第1項	営業費用	1,028,313	千円
第2項	営業外費用	67,062	千円
第3項	予備費	150	千円
第4項	特別損失	1,338	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 381,837千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 22,058千円、当年度分損益勘定留保資金 359,779千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	588,076	千円
第1項	企業債	348,400	千円
第2項	一般会計出資金	70,909	千円
第3項	国庫補助金	131,300	千円
第4項	分担金及び負担金	12,667	千円
第5項	工事補償金	24,800	千円

支 出

第1款	資本的支出	969,913	千円
第1項	建設改良費	390,630	千円
第2項	固定資産取得費	65,849	千円
第3項	企業債償還金	513,284	千円
第4項	予備費	150	千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ370千円及び8,202千円とする。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度排水設備改造資金の融通に伴う利子補給	4年	1戸450千円を限度として、その利子相当額
排水設備改造資金の融通に伴う損失補償	債務不履行の範囲内	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	153,700千円	証書借入	4%以内 ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該利率見直し	借入日の翌日から据置期間を含めて40年 以内に元利均等その他の方法により償還す る。ただし、財政上の都合等により繰上償 還し、又は本期間中に未償還額の範囲内 において借り換えることができる。
十勝川流域下水道事業	32,600千円			
資本費平準化債	111,900千円			
下水道事業債(特別措置分)	19,300千円			
個別排水処理施設事業	30,900千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、550,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 33,071 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 111,578千円である。